



(竹内)

恥はかき捨て③パチンコ爆発—弁護士との会合キャンセル！！
 弁護士さん(2人)との会合まで時間があるのでパチンコ台に座った。途端に大爆発。嬉しくて嬉しくて打ち続けた。はっと気が付くと約束の時間。平謝りでキャンセルして貰った。弁護士さんにはあきれられた。ギャンブルに狂うとはこういうことだと自分で納得した。結果6万円くらい獲得。私の勲章。

インボイス制度導入までの事前準備

令和5年10月からスタートするインボイス制度の態勢は整えていますか？ 以下の確認が必要になります。

1. 売り手側として適格請求書発行事業者の登録申請が必要か
2. 自社発行の請求書フォーマットが対応可能か
3. 買い手側として仕入先が適格請求書発行事業者か

1. 適格請求書発行事業者の登録申請手続き

売り手の立場として、適格請求書を発行するかどうかを検討し、必要であれば適格請求書発行事業者の登録申請手続きを行います。

2. インボイスは、現行の「区分記載請求書」の記載事項に次の3項目が追加されます。

1. 登録番号(課税事業者のみ登録可)
2. 適用税率
3. 税率ごとに区分した消費税額等

請求書や帳簿などを、これら所定の記載要件を満たしたフォーマットに対応可能か確認をしてください。

3. インボイスは課税事業者である適格請求書発行事業者しか発行できません。

仕入先からインボイスを発行してもらえないと、消費税の仕入税額控除を受けることができません。

そのため、仕入先にインボイスが発行できない免税事業者がいた場合、

免税事業者と課税事業者を分けて経理処理をする必要が出てきます。

仕入先が免税事業者の場合、適格請求書発行事業者になる予定があるか確認し、

予定がない場合には今後の取引を検討する必要が出てきます。下記のサイトで確認ができます。

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

(大下)

10月の税務

■10月11日

1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■10月17日

2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

■10月31日

3 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

6 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

7 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)・消費税・地方消費税)

■10月中において市町村の条例で定める日

9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※税理士相互扶助の日…10月26日

10月の社会保険労務

10月31日 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満7月～9月分)(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 労働保険料の納付(延納第2期分)(郵便局または銀行)
 有期事業概算保険料延納額(8月～11月)の納付
 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 労災年金受給権者(7月～12月誕生月の者)定期報告

※社会保険労務士制度推進月間
 全国労働衛生週間(1日～7日)
 高齢者雇用支援月間
 中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
 健康強調月間



徳島県最低賃金・雇用保険料率が変わります。

【最低賃金】

令和4年10月6日から

時間額 **855 円** (31 円 UP)

- * パート、アルバイトの方(学生)もすべての人に適用されます。
- * 一部の製造業には、徳島県最低賃金とは別に特定最低賃金が定められています。
- * ご不明な点は、当事務所、徳島労働局労働基準部賃金室(TEL:088-652-9165)または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



【雇用保険料率】

令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	②事業主負担	失業等給付 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	①労働者負担 失業等給付 育児休業給付 の保険料率のみ				
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(竹内拓)

会計税制

税効果会計⑤ STEP1 一時差異と永久差異

会計と税務のズレには、前回説明した一時差異以外に永久差異がありますが、永久差異は税効果会計の適用対象から除かれます。

今回は、両者の違い、具体例、税効果会計との関係について説明します。

一時差異は、一時的なズレであり、将来解消する性質を有しています。例えば、賞与引当金の会計処理では、X2 年度に支払うべき賞与のうち X1 年度に負担すべき金額を見積もり、X1 年度時点で賞与引当金として費用処理します。一方、税務上はこの費用は損金とはならず、実際に支払った期(X2 年度)の損金となります。したがって、X1 年度時点では会計上は費用となっているものの、税務上の損金となるのは X2 年度になります。しかし上記 2 事業年度を通算して考えれば、会計上と税務上の差異は一時的に発生したのみで、最終的には解消されています。このようなズレのことを一時差異といいます。

一方、会計上と税務上にズレが存在するものの、解消することがない差異が存在します。代表的な項目として交際費等の取扱いが挙げられます。税務上、交際費等には、法人の規模等に応じて損金とすることが出来る額に限度が定められており、それを超える額については損金とすることが認められていません。このように、会計上は費用として計上されているものの、税務上損金になることは永遠にないズレを永久差異といいます。

将来に会計と税務のズレが解消し、解消時点の税金を減額または増額する効果がある場合に、繰延税金資産・負債を計上するのが税効果会計です。したがって、税効果会計の適用対象は一時差異となり、永久差異については除かれます。

(孝志茜)



建設係

インボイス制度後の法律違反事例

元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第 19 条の 3「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

発注者が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第 4 条第 1 項第 3 号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

出典:国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/common/001460590.pdf> 及び /001468993.pdf (岸上)

リスマネ委員会

企業を取り巻くリスク

企業を取り巻くリスクには様々なものがあります。
2022年4月の法改正、準備できていますか？

【個人情報管理】

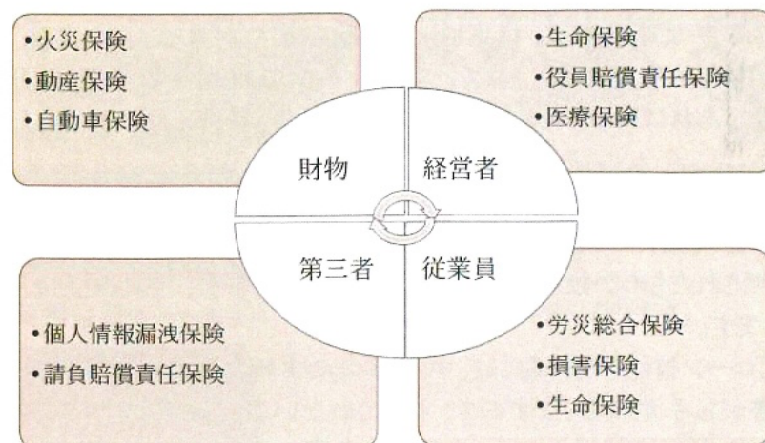
一定の個人情報漏えい時の
「個人情報保護委員会への報告」
「被害者への通知」が義務化
「罰金刑」が引上げとなります。

【パワハラ】

中小企業において
「パワハラの防止措置」が義務化されます。

【アルコールチェック】

一定台数以上の白ナンバー使用事業者において
「アルコールチェック」が義務化されます。



(さくらビジネス)

医療係

徳島県オンライン診療・服薬指導推進事業補助金

徳島県では新型コロナウイルス感染症の在宅療養者対応を行う「自宅健康観察支援サポート医」が所属する医療機関に対するオンライン診療の導入支援等を令和5年3月末(申請期限令和5年2月28日)まで行っています。(補助上限額30万円 補助率10/10)

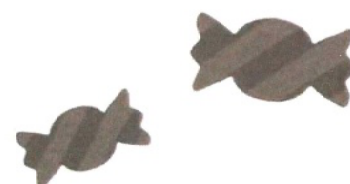
1 補助事業者

次の(1)～(4)全ての要件を満たす医療機関

- (1)徳島県内に所在していること。
- (2)四国厚生支局に、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行っていること。
- (3)「自宅健康観察支援サポート医」が所属していること。
※「自宅健康観察支援サポート医」の登録方法等、詳細については、一般社団法人徳島県医師会(TEL:088-622-0264)にお問い合わせください。
- (4)マイナンバーカードの健康保険証利用に対応していること。

2 補助対象経費

- ・オンライン診療専用の情報通信機器の購入経費又はリース経費
(パソコン、タブレット、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等)
- ・情報通信機器導入、オンライン診療のシステム導入に係る初期経費
(情報通信機器のセキュリティ対策費用を含む。)
- ※次の経費を除く
 - スマートフォンの購入経費
 - リース経費を除く経常的経費(保守費用、通信費等)



(後藤)

資産税係

中古住宅を購入された方へ

令和4年度改正前は、住宅ローン控除制度の対象となる中古住宅について、一定の耐震基準又は経過年数基準に適合する中古住宅が対象とされていました。そのうち経過年数基準は、鉄骨造など耐火建築物であれば築25年以内、非耐火建築物であれば築20年以内の住宅であることが要件とされていました。令和4年度改正により、経過年数基準が廃止され、耐震基準に適合するもののみとなりました。

改正後は、昭和57年1月1日以後の新耐震基準に適合している中古住宅であれば、住宅ローン控除の対象となり、中古住宅の適用条件が緩和されました。(同日前に建築された中古住宅の場合には、耐震基準に適合することが一定の書類により証明されたものが住宅ローン控除の対象となります。)この改正は、令和4年1月1日以後に居住の用に供する場合に適用されます。

住宅ローン控除を受けるには、初年度は必ず所得税の確定申告が必要です。10月ごろ、金融機関からの借入金の残高証明書がお手元に届きますので、紛失されないようご注意ください。

また、住宅取得等資金贈与の非課税措置の対象となる中古住宅についても、令和4年度改正で経過年数基準が廃止され、新耐震基準適合のみが要件とされています。こちらも、贈与税の申告をお忘れなく。

(坂田)



新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、宜しくお願い致します！

さくら税理士法人 薩摩 早織

初めまして。8月1日よりさくら税理士法人に中途入所致しました、薩摩早織と申します。

趣味はピアノと、神社仏閣や温泉巡りをする事です。御朱印を集めたり、旅館やホテルを巡るのが大好きです。娘が生まれてからは、一緒に楽しめるように、ホテルステイなどを楽しんでいます。

前職ではディーラー関係の仕事をしていました。前職で培ったコミュニケーション力を活かしながら、1日でも早くお役に立てるよう精進して参ります。未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

移動

私は子どもの頃から交通機関が好きでした。特に鉄道が大好きなのですが、車も飛行機も船(酔いやすいのであまり利用しません)も好きです。

そのため、旅行に行くときは移動そのものを楽しんでいます。鉄道に至っては、鉄道に乗ることが目的であり、現地で有名な観光名所にまったく行かないこともしばしばあります。

ちなみに、今の夢は、一度でいいのでファーストクラスで海外に行くことです。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書は掲載された記事の範囲での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には安全を期していますが、
の内容を照準するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
い兼ねます。また特定の商品を買取または売却するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181